平成２５年（フ）第９３号
静岡県富士市伝法2618番地の５、前住所静岡県富士市岩本345番地
債務者　齋藤　清治
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第３１２号
兵庫県尼崎市長洲中通２丁目１番33号　京マンション201号
債務者　若原　弘和
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第３２２号
兵庫県尼崎市杭瀬北新町３丁目３番１号　竹内文化、前住所神戸市東灘区甲南町３丁目７番10号
債務者　貞森　和仁
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第８号
島根県江津市浅利町353番地43
債務者　森山　禎夫
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第２２号
島根県浜田市金城町今福887番地
債務者　宮本　　優
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第２３号
島根県邑智郡邑南町井原431番地
債務者　仁柿　功一
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
松江地方裁判所浜田支部

平成２５年（フ）第２８０号
北九州市小倉南区葛原１丁目５番９号　シティベール湯川Ｃ―206号、住民票上の住所山口県宇部市大字東須恵3406番地
債務者　横山　恭子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３２８号
北九州市小倉南区上吉田３丁目８番36―301号
債務者　山田　潤子
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第６６号
佐賀県武雄市北方町大字芦原2705番地
債務者　光武　昭彦
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第１０５５号
愛知県春日井市梅ケ坪町65番地４　ジョイフル梶田Ⅱ206号
債務者　林　　知穂
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５４号
神戸市東灘区御影石町２丁目11番12号　20Ｃ号
債務者　清水登志江
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０１号
神戸市長田区檜川町１丁目９番３号　グリーンハイツ丸山102号、従前の住所兵庫県明石市本町２丁目８番22号　シャルマンフジ明石参番館203号
債務者　藤川　嘉久
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３８号
大分県津久見市大字千怒4959番地
債務者　松下美沙紀
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月16日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６１号
福島市鎌田字橋本72番地　乙女ハイツ106号、従前の住所福島市渡利字岩崎町24番地の１高野住宅
債務者　高橋　正俊
1　決定年月日時　平成25年６月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第５４号
神奈川県横須賀市船越町６丁目35番地
債務者　小澤　雅敏
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第６７号
神奈川県横須賀市岩戸２丁目23番６号
債務者　原田　博文
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第５５号
山口県下関市東大和町２丁目２番17―905号
債務者　濱﨑　義朗
1　決定年月日時　平成25年６月14日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係